

事 務 連 絡
令和4年9月12日

県内の病院・診療・検査医療機関 御中

長崎県薬務行政室
感染症対策室

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（周知）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

令和3年12月24日に特例承認された経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg）（以下、本剤という）の供給体制に関しましては、現在まで国の買い上げ品により、その配分が行われておりましたが、この度、別添の令和4年9月8日付け事務連絡により、薬価収載品として9月16日より一般流通が開始されることとなりました。

そのため、国買い上げ品である本剤の供給が終了いたしますので、今後の対応について、下記のとおり御了知いただきますようお願いいたします。また、施設ご担当者の皆様へ別添の事務連絡について周知方よろしく申し上げます。

記

1. 「ラゲブリオ登録センター」を通じ、国が購入した本剤の配分について

国が購入した本剤（以下「国購入品」という。）の配分については、9月15日（木）15時までに配分依頼がされた分の配送をもって終了し、それ以降の国購入品の配分は行わないため、必要量について適切に配分依頼を行ってください。

2. 薬価収載後の一般流通品の購入について

9月16日以降は一般流通品が医療機関及び薬局に納入可能となることから、同日以降は、通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じて購入していただくことになります。一般流通品の注文手続きについては、製造販売業者又は卸売販売業者にご相談ください。

一般流通品を患者に投与した場合には、通常の手続きに従って、当該薬剤費を含めて保険請求を行ってください。なお、原則として同一患者に国購入品と一般流通品を混在させて使用することは避けてください。

また、国購入品と一般流通品については、製造ロット番号及びGS-Iコードにより管

理されていますので、請求誤りなどないようにご注意ください（国購入品の製造ロット番号及びGSIコードは別添のとおり）。

3. 9月16日以降の国購入品の取扱いについて

一般流通開始後であっても、必要な患者に投与して構いません。その際の国購入品の取扱い（使用実績登録等）については、追ってご連絡します。

※投与した国購入品の薬剤費については、いかなる場合であっても、患者に自己負担を求めることや、保険者へ診療報酬請求することはできません。

長崎県薬務行政室 （治療薬担当） 松浦、篠崎 TEL 095-895-2469 長崎県感染症対策室 （治療薬担当） 江川 TEL 095-895-2466
--